

受講講座選択から決定までの流れ

岐阜市教育委員会 学校指導課 教育研究所

下記のフロー図を参照し、必要に応じて管理職と相談の上、受講する県の研修講座、事務所の研修講座及び市の研修講座から選択してください。

1 「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」から「自己課題」を見つける

必要に応じて管理職と相談しましょう

■自分の校種のキャリアステージ (①) の目安と、資質 (②) の観点から、自己課題を見つけましょう。

②	①	スタートライン	【基礎形成期】	【資質向上期】	【資質充実期】	【資質貢献期】
			<p>意欲的に授業実践や学級経営に取り組み、教職の基礎を固める。</p> <p>学校の中核として実践を積み上げ、専門性を高め、推進力を発揮する。</p> <p>活力ある学校運営を企画・調整・実践し、リーダーシップを発揮する。</p> <p>学校管理や他の教員等への指導を行い、広い視野で組織的な運営を行う</p>	<p>学習指導要領の目標と内容、評価の観点等を踏まえ、ねらいを明確にした指導計画を作成することができる。</p> <p>小・中学校9年間の系統性、児童の発達段階を踏まえて指導計画を作成することができる。</p> <p>学校の課題、学習指導要領の改訂等を踏まえた指導計画を作成し、他の教員等に広めていくことができる。</p> <p>学校の課題、学習指導要領の改訂等を踏まえた指導計画が作成され、全校体制で取り組めるよう働きかけることができる。</p>		
<p>授業構想</p> <p>授業実践</p> <p>評価改善</p>	<p>小学校に関する学習指導要領、評価規準・評価方法等を理解し、それらを踏まえた指導計画を作成することができる。</p> <p>免許教科を主軸とした得意分野をもち、ねらいを明確にした授業となるよう指導・援助を行うことができる。</p> <p>評価計画に沿って児童一人一人の学習状況を把握し、次時や次単元の指導を改善することができる。</p>	<p>各教科の特性を理解し、児童一人一人に確実に基礎・基本が身に付くよう指導・援助を行うことができる。</p> <p>適切な授業評価を行い、継続的な授業改善を行うとともに、教科の特性に応じた指導力の向上に努めることができる。</p>	<p>授業モデルを示すなど、授業実践のリーダーとして指導方法を積極的に他の教員等に広めていくことができる。</p> <p>学校の授業力向上に向けた取組の課題を明らかにし、指導計画等の改善を行うことができる。</p>	<p>学校の課題を踏まえ、学力向上に向けた実践を他の教員等に伝えたり、適切に助言を行ったりすることができる。</p> <p>他の教員等に対して、授業における評価を生かした指導改善について、適切に助言を行うことができる。</p>		

2 岐阜県や岐阜市の「研修講座一覧」から、「自己課題に応じた研修講座」を選択する

必要に応じて管理職と相談しましょう

■岐阜県や岐阜市の「研修講座一覧」から、自己課題に応じた研修講座を選択し、内容を確認するとともに、日程や会場から受講可能かを確認しましょう。

◇岐阜県教育委員会の講座 ▶ <https://flex2.gifu-net.ed.jp/system/users/login>

◇岐阜市教育委員会の講座 ▶ <https://gifu-city.schoolcms.net/gifu-education/>

岐阜県教育委員会の研修講座一覧					岐阜市教育委員会の研修講座一覧				
講座番号	講座名	内容	グループ	講師	講座番号	講座名	内容	グループ	講師
A1101	初任者研修(1)	【初任者研修(1)】初任者研修(1)として、実践力向上を図る。【初任者研修(2)】初任者研修(2)として、実践力向上を図る。	初任者研修	県教育委員会	A1101	初任者研修(1)	【初任者研修(1)】初任者研修(1)として、実践力向上を図る。【初任者研修(2)】初任者研修(2)として、実践力向上を図る。	初任者研修	市教育委員会
A1102	初任者研修(2)	【初任者研修(2)】初任者研修(2)として、実践力向上を図る。	初任者研修	県教育委員会	A1102	初任者研修(2)	【初任者研修(2)】初任者研修(2)として、実践力向上を図る。	初任者研修	市教育委員会
A1103	初任者研修(3)	【初任者研修(3)】初任者研修(3)として、実践力向上を図る。	初任者研修	県教育委員会	A1103	初任者研修(3)	【初任者研修(3)】初任者研修(3)として、実践力向上を図る。	初任者研修	市教育委員会

3 管理職と「自己課題」と「自己課題に応じた研修」について面談をする

「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」と「研修一覧」を使って、自己課題や選択した研修について、管理職と面談をしましょう。

4 自分で「研修申込システム」にログインし、研修講座を申し込む

岐阜県の研修、岐阜教育事務所の研修及び岐阜市教育委員会の研修、すべてについて、「岐阜県総合教育センターHP」の「研修申込システム」のログイン画面へ。

<https://flex2.gifu-net.ed.jp/system/users/login>

*パスワードを忘れた場合 TEL: 058-277-3921 E-Mail: <support@gifu-net.ed.jp >



受講講座申込みの流れ及び共通確認事項

岐阜市教育委員会 学校指導課 教育研究所

1

研修申込み期間及び方法

■基本研修

○県・事務所の講座●講座番号1000番台

○市の講座●講座番号Aから始まる講座（岐阜市の教職員は基本的にこちら）

令和6年4月9日（火）～4月16日（火）17時締切

岐阜県総合教育センター「教員研修申込システム」から申し込む *別紙参照

■選択研修

○県・事務所の講座●講座番号2000～3000番台

○市の講座●講座番号Bから始まる講座

【1次申込み】令和6年4月9日（火）～4月16日（火）17時締切

【2次申込み】令和6年5月8日（水）～定員充足又は実施2週間前まで

岐阜県総合教育センター「教員研修申込システム」から申し込む *別紙参照

基本研修、選択研修ともに、上記期間中に、本人による「受講申込」及び管理職による「受講承認」を確実に行ってください。（*別紙参照）

○県・事務所の選択研修について、定員超過の場合は、下記確認期間までに抽選します。

【確認期間】令和6年4月26日（金）～5月7日（火）17時締切

抽選結果は、上記の確認期間に、岐阜県総合教育センター「教員研修申込システム」に、個人のID・パスワードを入力してログインし、表の「状況」欄の表示内容を確認ください。**受講可の場合は「申込確定受講中」、受講不可の場合は「選外通知」と表示されます。**

○2次申込みは、1次申込みで定員に満たない場合に実施されます。

○異動のあった県費の教職員については、3月末日に自動的に新所属に登録されます。5桁の職員番号をもたない職員（市費職員等/lp～）については、各園・学校において新規職員登録をしてください。

2

申込みが必要な研修講座

■岐阜県主催の研修講座

○令和6年度岐阜県総合教育センター研修講座（選択研修・連携研修）

■岐阜教育事務所主催の研修講座

○令和6年度岐阜教育事務所（教育支援課）研修事業

■岐阜市教育委員会主催の研修講座

A 基本研修

- 1 経年研修（初任者研修、2・3年目、4・5年目、6年目、中堅教諭等資質向上研修、講師研修）【**該当者悉皆**】
- 2 職務研修（校長、教頭研修、人権幹部、いじめ対策監、情報主任、ICT活用推進教師等）【**学校悉皆**】
- 3 教科指導、今日的な課題に関する研修（教育課程研究協議会、教科等指導員、虐待対応）【**該当者悉皆**】
- 4 その他（転入職員、子ども見守り活動推進者の会）【**該当者悉皆**】

B 選択研修【**希望者**】

- 1 教科指導力向上研修
- 2 生命の尊厳への理解を深める研修
- 3 今日的な教育課題に関する研修（働きがい：新規）
- 4 デジタルツール活用研修（**拡充**）
- 5 特別支援教育
- 6 不登校対策（**新規**）
- 7 産官学連携に係る研修（理科室・理科準備室経営の実際：**新規**）

*経年研修のうち、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の研修については、事務所又は県主催の研修を受講する。（問い合わせ先・・・幼稚園●市教委幼児教育課、養護教諭・栄養教諭●教育研究所）

3

市教委主催の経年研修への申込みの留意点

■初任者研修

*本年度新規採用された教員

- 岐阜市教育委員会の講座（全14回）を受講（必須）

■2・3年目研修

*令和6年3月31日までに教職経験が満2年を経過した教員及び前年度までの該当者で等研修を未受講の者

- 2・3年目の2年間で、県総合教育センター研修講座（選択研修・連携研修＝2000～3000番台）又は岐阜市教育研究所の選択研修（受講番号Bから始まる講座）から2講座以上を選択
-
- 3年目に共通研修（1講座）を受講（必須） ○2年目は、A1124を受講申込する。

■4・5年目研修

*令和6年3月31日までに教職経験が満3年を経過した教員及び前年度までの該当者で等研修を未受講の者

- 4・5年目の2年間で、県総合教育センター研修講座（選択研修・連携研修＝2000～3000番台）又は岐阜市教育研究所の選択研修（受講番号Bから始まる講座）から1講座以上を選択
-
- 4年目に共通研修（1講座）を受講（必須） ○5年目は、A1133を受講申込する。

■6年目研修

*令和6年3月31日までに教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で等研修を未受講の者

- 県総合教育センター研修講座（選択研修・連携研修＝2000～3000番台）又は岐阜市教育研究所の選択研修（受講番号Bから始まる講座）から1講座以上を選択
-
- 共通研修（2講座）を受講（必須）

■中堅教諭等資質向上研修

*令和6年3月31日までに教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で等研修を未受講の者

- 7年目～12年目の6年間で、県総合教育センター研修講座（選択研修・連携研修＝2000～3000番台）又は岐阜市教育研究所の選択研修（受講番号Bから始まる講座）から4日以上を選択して受講（または、事務所指定研修校や研究校の公表会等の授業参観及び研究会参加校種の異なる学校訪問でも可）
-
- 共通研修（3日）を受講（必須）
-
- 地域貢献活動（1日）は、各校・各自で決定して実践（申込は不要。）

【経験年数に応じた研修の経験年数算出について】

◆初任者研修受講済み（1年目）から加算する

◆経験年数に加算しない期間

- ・任用付採用の期間
- ・臨時的任用の期間
- ・育児休業の期間
- ・休職・停職の期間
- ・実習助手、実習教諭としての任用期間

*育児短時間勤務等のため研修終了時刻まで受講することができない場合は、研修が修了したと認められません。申し込みの際、ご注意ください。

4

教育課程研究協議会への申込みの留意点

○個人において、令和6年度～令和8年度の3年間で、校長を含む全教員が受講できるよう計画する。

（令和6年度は、3年間の1年目）

○初任者研修受講者は参加しない。

※令和6年度も、オンライン研修として午前中のみ開催予定

研修講座の受講にあたって（事前・事後手続き、欠席、警報について）

岐阜市教育委員会 学校指導課 教育研究所

1 事前・事後の手続きについて

（1）受講方法や内容の確認について

○県・事務所の研修講座

必ず事前に、県総合教育センターHP内の研修申込システムに、個人のID・パスワードを入力してログインの上、確認する。

○市の研修講座

次のいずれかの方法で、開催日の**2週間前**に受講方法・内容の確認をする。

①県総合教育センターHP内の研修申込システム上で確認する【特に**選択研修**】

・選択研修については、2週間前に開催場所や持ち物等、詳細のお知らせをします。
必ず事前確認の上、研修に参加してください。

②統合型校務支援システム「Te-Comp@ss」の該当研修のフォルダ【特に**経験年数に応じた研修**】

③タブレット端末の「Teams」の該当研修のチャンネル【特に**職務に応じた研修**】

※①②で確認できない研修については③でお知らせすることもあります。

（2）急な変更やお知らせについて

○県・事務所の研修講座

総合教育センターHPのトップ画面で確認する。

○市の研修講座

上記（1）受講方法や内容の確認についての「**○市の研修講座**」に記載の①～③のいずれかの方法で連絡する。

（3）研修受講完了について

○県・事務所の研修講座

県総合教育センターHPの研修申込システム内の研修修了後の2つのアンケート（研修終了後アンケート、還元度アンケート）を行って研修修了とする。

○市の研修講座

市教育委員会担当者の出欠確認により研修修了とする。

また、リフレクションシート等の振り返り用紙の提出により研修終了とする研修もあるため、研修時に確認すること（経年研修や教育課程研究協議会等）。

2 欠席、遅刻、早退等について

（1）事前に欠席、遅刻、早退が分かった場合（原則1週間前）

○県・事務所の研修講座

「教員研修申込システム」の「研修受講出欠」より、欠席、遅刻、早退等の登録をする。併せて管理職から岐阜市教育研究所に電話連絡する。教育研究所は、主催の担当者に連絡をする。***欠席届の提出が求められることがある。**

○市の研修講座

「教員研修申込システム」の「研修受講出欠」より、欠席、遅刻、早退等の登録をする。併せて管理職から岐阜市教育研究所担当者に電話連絡する。***欠席届の提出は不要。**

(2) 急な欠席、遅刻の場合

○県・事務所の研修講座

管理職から岐阜市教育研究所に電話連絡する。教育研究所は、主催の担当者に連絡をする。その後速やかにシステムに登録する。*** 欠席届の提出が求められることがある。**

○市の研修講座

管理職から岐阜市教育研究所担当者に電話連絡する。その後、速やかにシステムに登録する。*** 欠席届の提出は不要。**

3 警報(いかなる警報であっても)発表時の対応

■いかなる気象警報であっても、以下のとおりの対応とする。参集型、オンライン型のいずれにおいても、同様の対応とする。

(1) 岐阜県(総合教育センター)の研修講座について

①開始3時間前に、研修会場の市町村に気象警報が発表されている場合は、研修中止。

②開始3時間前までに、研修会場の市町村の気象警報がすべて解除された場合は、実施。

*参加者の園・学校がある市町村に気象警報が発表されている場合は、所属長の指導を受け、出欠を判断する。

(2) 岐阜教育事務所主催の研修について

①開始2時間前に、研修会場の市町に気象警報が発表されている場合は、研修中止。

②開始2時間前までに、研修会場の市町の気象警報がすべて解除された場合は、実施。

*参加者の園・学校がある市町に気象警報が発表されている場合は、所属長の指導を受け、出欠を判断する。

(3) 岐阜市教育研究所における研修について

①開始2時間前に、岐阜市に気象警報が発表されている場合は、研修中止。

②開始2時間前までに、岐阜市の気象警報がすべて解除された場合は、実施。

*①、②の場合であっても、受講者は、校務や道路状況・交通状況を考慮した上で、校長の指導のもと出欠を決定する。

*特別警報・暴風警報発表時等で市全域に大規模な災害発生が予想される場合、岐阜市教育委員会(岐阜市教育研究所)の判断で研修の中止を決定し、岐阜市教育委員会(岐阜市教育研究所)から各学校長へ連絡することがある。

*警報等が発表されていないが発表が予想される場合、気象状況(台風の中心位置・規模・進行速度・方向等)、交通や道路の状況等を判断して、警報発表に先立って研修の中止を決定し、岐阜市教育委員会(岐阜市教育研究所)から各学校長へ連絡する。

(4) その他

・教育研究所で開催される他の会議等については、主催者に確認をする。